

議案第52号

字の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、当市の区域内の字を別紙のとおり変更し、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定による換地処分公告があった日の翌日から施行するものとする。

令和3年6月7日提出

上越市長 村山秀幸

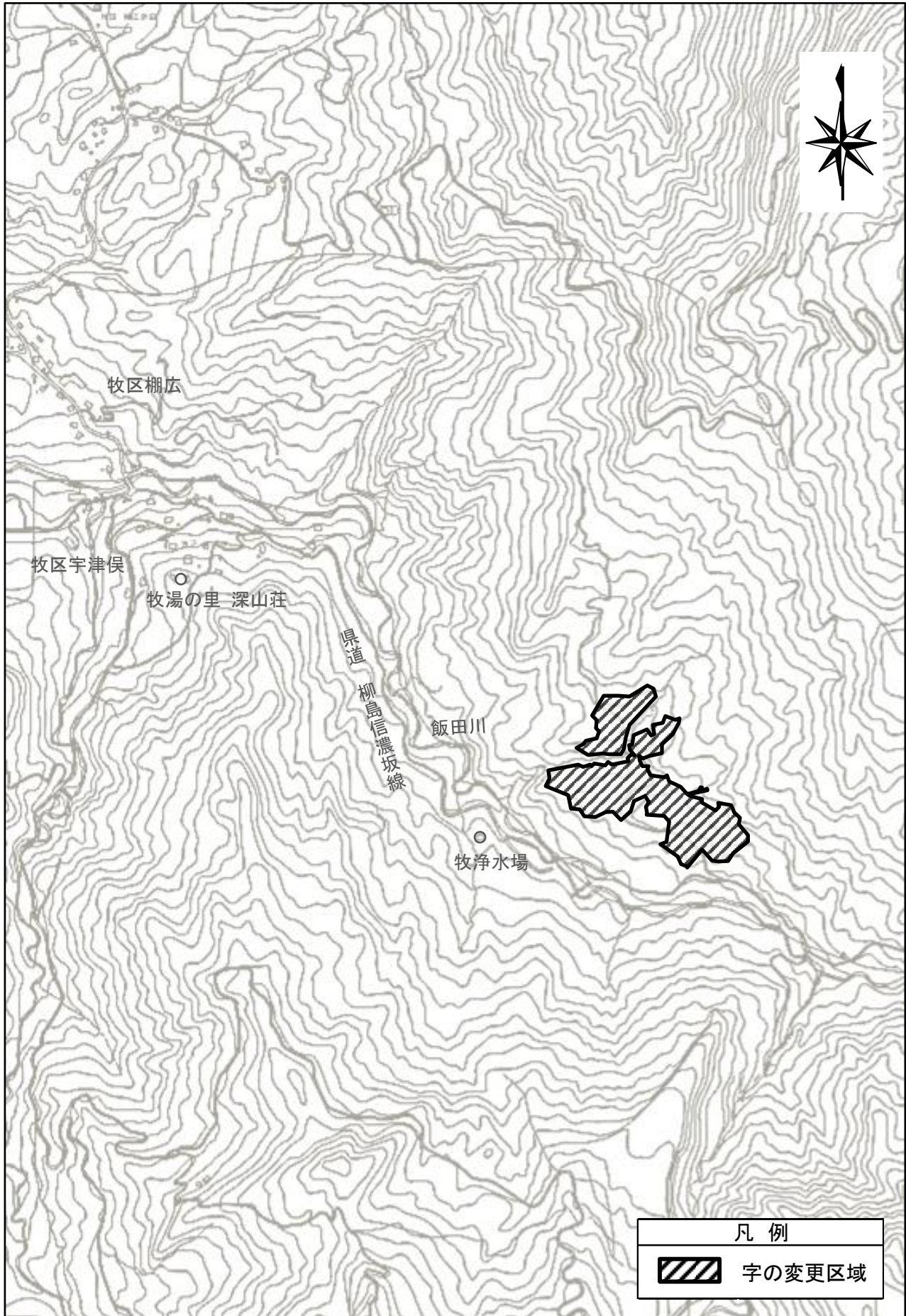
別紙（変更調書）

変 更 前			変 更 後	
大 字	字	地 番	大 字	字
棚 広	市ノ沢	3028の3、3071の15、 3073の4、3074の2、 3074の3、3074の子、3075、 3076、3076の1、3076の4、 3076の5、3077の4、3078、 3079の2、 3080の2から3080の4まで、 3081の3から3081の7まで、 3082	棚 広	平 等

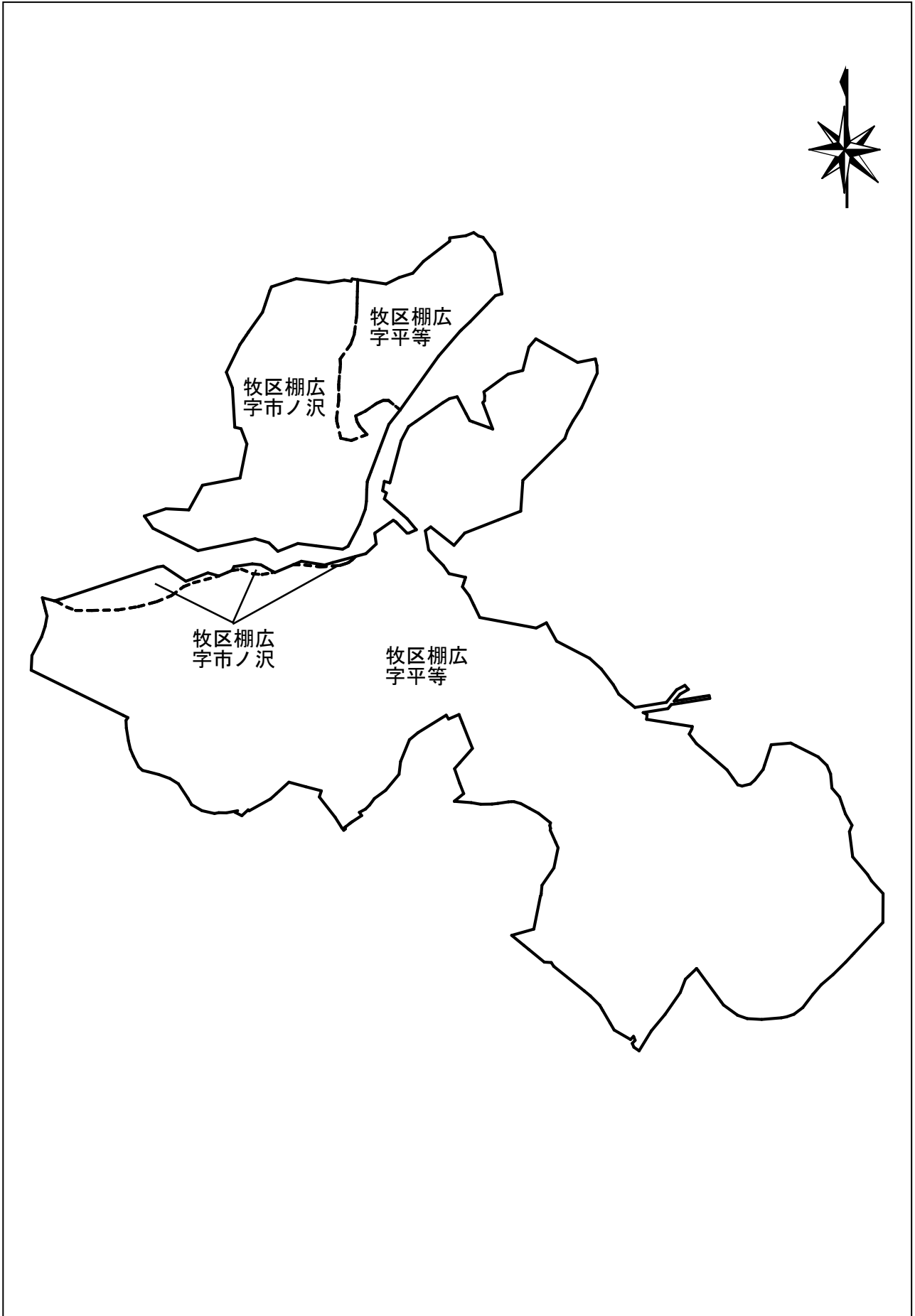
及び当該変更に伴う公有地を含む。

上記地番は、令和3年3月31日現在の登記簿による。

県営農地環境整備事業 宇津俣地区
位置図



県営農地環境整備事業 宇津俣地区
字の区域並びに名称変更前図



県営農地環境整備事業 宇津俣地区
字の区域並びに名称変更図

